

訪問リハビリテーションのご案内

◇訪問リハビリテーションとは

ご家庭に直接、理学・作業療法士が訪問し、機能回復や生活機能維持のため、利用者様の状態に併せたプログラムを立案しリハビリテーションを行っていくサービスです。

また、主治医やケアマネージャー等と連携し、利用者様の日常生活における自立困難な問題点を分析し、ご家庭でも安心して生活が送れるように支援していきます。

◇対象の方

要支援・要介護認定を受けた在宅生活を行っている方で

1. かかりつけ医もしくは主治医より訪問リハビリテーションが必要と判断された方
2. 退院後、ご自宅での生活に不安のある方
3. 住宅改修のアドバイスが必要な方
4. 日常生活の介助方法等のアドバイスが必要な方



◇当施設実施地域

堺市全域

※実施地域によって交通費(往復 200 円)をご負担頂く場合がございます。

詳しくはリハビリテーション科担当者までお問い合わせください(下記の電話にお問い合わせください)。

◇訪問リハビリテーション営業時間

月曜日～金曜日 8:40～17:15

※土・日及び年末年始(12月31日～1月3日)は休み

◇ご利用料金

介護保険の適用となるため、一部負担金にあたる部分が費用となります。ご利用される前の状況によってご利用料金が異なるため詳細については、リハビリテーションスタッフまでお問い合わせください。

なお、重要事項説明時に詳しくお伝え致します。

◇ご利用にあたって

訪問リハビリを希望される場合、まずは主治医に相談し、ケアマネージャーにもその旨を伝えることが必要です。その後、主治医、ケアマネージャーと連携し、リハスタッフがご本人様、ご家族様と相談の上、リハビリテーション計画を立てサービスを開始します。障害の状態やリスクによってはリハビリテーションを提供出来ない場合があります。

* 訪問リハビリテーションサービスを実施するには、**3か月に1回医師からの「指示書」**が必要です。

◇お問い合わせ◇

(医)大泉会 介護老人保健施設だいせん 訪問リハビリテーション 担当者まで

電話 072-230-0201 FAX072-230-0205 住所:堺市中区土塔町 155-1

介護老人保健施設だいせん訪問リハビリテーション

提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

1)利用料金 利用者負担(1割負担の場合)

区分		利用料	利用者負担額(1割負担)
理学療法士、作業療法士 言語聴覚士による 訪問リハビリテーション	基本報酬 (1週に6回が限度)	1回 290単位 3,059円	1回 305円

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院(退所)日または新たに 要介護認定を受けた日から3ヵ月)	2110円	211円	1日あたり
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	2426円	242円	1月あたり
サービス提供体制強化加算	64円	7円	1回あたり

例)訪問リハビリテーションサービスをお使いになる場合(地域加算 10.55円)

1回 = 基本報酬(305円×2単位) + サービス提供体制加算(7円×2) = **約624円**

週1回利用した場合の1ヵ月 = 624円×4日 = **2496円 + リハマネ加算(242円)**

(リハマネ加算と退院直後や介護認定日から3ヵ月以内はベット加算の費用が発生します)

*平成30年4月現在 月1回リハビリテーションマネジメント加算Ⅰを算定

2)その他の費用について

①交通費

◇堺市全域は無料、その他の地域は一律往復200円。

②キャンセル料

◇前日午後5時30分までのご連絡 キャンセル料不要

◇当日午前8時30分までに連絡があった場合 キャンセル料不要

◇当日午前8時30分までに連絡がなかった場合 250円

※緊急入院等、やむを得ない場合には、キャンセル料は請求致しません。